

10. 巻末資料

◆ココスル◆

和泉市内の障がい福祉サービス事業所等、障がいのある方の福祉に関する情報や、暮らしに役立つ情報を発信しているウェブサイトです。



◆あいサポート運動の推進◆



あいサポート
シンボルマーク

このバッジをつけている人は、「あいサポーター研修」という研修を受けている人です。障がいのある人が困っている時に手助けをします。

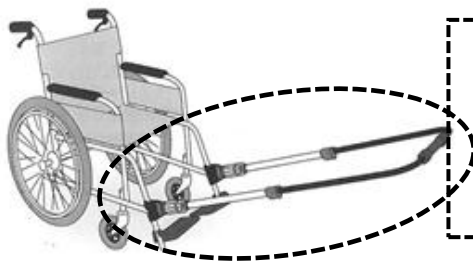
『障がいのある人もない人も、共に生きることの大切さを認識し、共に自立し、支えあう社会を目指し、共生社会の実現に向けて、さらに一歩進んでいける』よう取り組んでいます。

◆「車いす」・「牽引式車いす補助装置」の無料貸出◆

障がい福祉課では、「車いす」のほかに、車いすに取り付けて砂利道等でのスムーズな移動を可能にする「牽引式車いす補助装置」を貸出しています。1週間前から電話で予約が可能です。ぜひご活用ください。

●車いすの貸出●

期間：原則1か月



この部分が
「牽引式車いす補助装置」です。
この装置を取り付けることで、
人力車のように車いすを牽引することができます。

●牽引式車いす補助装置の貸出●

期間：原則1週間

障がいの有無に関係なくすべての人が住みなれた地域で安心して暮らすことのできる地域をつくるために、専門の相談員が対応しています。

各関係機関と連携をとりながら、様々な悩みの相談に乗ります。

●富秋中学校区担当

(社会福祉法人)和泉市社会福祉協議会
〒594-0005 和泉市幸 2-5-16
tel 0725-41-3739 / fax 0725-41-3191
e-mail shakyo-hokubu@apricot.ocn.ne.jp

●和泉中学校校区担当

(社会福祉法人)悠人会 サンガーデン府中
〒594-0021 和泉市山莊町 2-1-15
tel 0725-46-3110/ fax 0725-46-2007
e-mail sg.shiencenter@vuiinkai.com

●鄉莊中學校區担当

(社会福祉法人)芳春会 ビオラ和泉
〒594-0073 和泉市和気町 3-4-24
tel 0725-46-0470/fax 0725-46-0370
e-mail sodanshien@viola-izumi.com

●石尾/南松尾はつが野校区担当

(医療法人)博我会 プリムラ和泉
〒594-1154 和泉市松尾寺町 330
tel 0725-54-1912/ fax 0725-54-2011
e-mail purimura-csw@hakuga.or.jp

●信太中学校区担当

(社会医療法人)ペガサス
〒594-0002 和泉市上町 81
tel 0725-43-2010/fax 0725-43-2414
e-mail pegasus@dance.ocn.ne.jp

●北池田中学校校区担当

(社会福祉法人)大阪府社会福祉事業団 光明荘
〒594-0031 和泉市伏屋町 3-8-1
tel 0725-56-2003/ fax 0725-57-8138
e-mail kms-csw@komyoso.jp

●光明台/南池田中学校校区担当

(医療法人)大泉会 くろいし
〒594-1113 和泉市黒石町 566-1
tel 0725-57-2266/ fax 0725-57-2267
e-mail kuroishi-cs@daisenkai.jp

● 榎尾中学校校区担当

(社会福祉法人) 和泉福祉会 ひかりの園
〒594-1121 和泉市下宮町 141-1
tel 0725-92-1225 / fax 0725-92-2347
e-mail hikarinonosocsw@guitar.ocn.ne.jp



障がい者の元気づくりを応援します

和泉市では、北部総合福祉会館・総合福祉会館・保健福祉センターにおいて、障がいを持つ人に、以下の事業を行っています。詳しいことはお気軽にお問い合わせください。家から出て、いろいろな人と会話を楽しみ、交流することは、いつまでも元気であり続ける秘訣です。さあ、あなたも参加してみませんか？

●北部総合福祉会館●

和泉市幸二丁目5番16号 TEL:0725-45-5781 FAX:0725-41-3191

●総合福祉会館●

和泉市府中町四丁目20番4号 TEL:0725-43-7510 FAX:0725-41-3154

●保健福祉センター（和泉シティプラザ内）●

和泉市いぶき野五丁目4番7号 TEL:0725-57-6620 FAX:0725-57-6623

	事業名	内容や目的	対象
北部総合福祉会館	識字教室	「ひらがな」「漢字」の読み書き等練習を行います。	障がい者手帳をお持ちの人
	日帰り野外研修	様々な施設等への社会見学や体験を通して、交流を図ります。	
	音楽活動	楽器を演奏したり歌を歌ったりして、交流を図ります。	
	芸術文化活動	仲間と一緒にいろいろな活動をしています。 活動内容:カラオケ・よさこい・折り紙等	
総合福祉会館	機能訓練	理学療法士の指導を受けながら、日常生活で必要な身体機能を維持するための体操を行います。	身体障がい者手帳をお持ちの人で、状態が安定しており、自宅で生活している人
	創作活動教室	仲間と一緒に「つくる」喜び・楽しさを感じてみませんか？(手編・絵画・陶芸・書道) ※材料費は実費 ※1人1教室	障がい者手帳をお持ちの人
保健福祉センター	障がい者のための教養講座	生きがい、仲間、健康づくりのための機会を提供し、健康の保持増進をはかることを目的としています。	18歳以上の身体障がい者手帳をお持ちの人(ただし、付き添いなしで通える人、または介助の人が一緒に来られる人)

[illegible]

コダイくん

障がいに関するマーク



障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。
※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。



世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



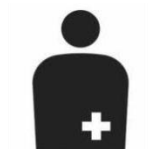
聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



身体障がい者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障がい者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障がいのある人が身体障がい者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障がい者差別に当たります。補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的に声をかけをお願いします。



聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について御協力をお願いします。



オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障がいのある障がい者のことをいいます。このマーク(JIS Z8210)は、オストメイトの為の設備(オストメイト対応のトイレ)があること及びオストメイトであることを表しています。このマークを見かけた場合には、身体内部に障がいのある障がい者であること及びその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いします。



「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障がいがある方は外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮について御理解、御協力をお願いします。



白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。
※駅のホームや路上などで視覚に障がいのある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。



義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです(JIS規格)。ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。



耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。



耳が聞こえない人、音声言語障がい者、知的障がい者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。